

# 回覧 令和4年8月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

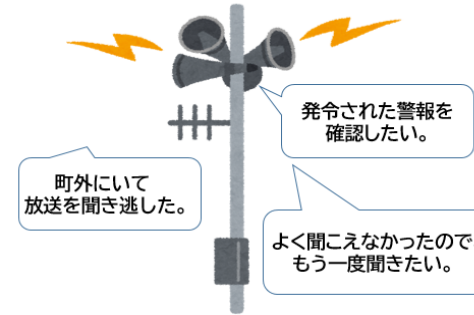
- | 【分類】   | 【No.】 | 【内容】  |
|--------|-------|---|
|        | 1     | ◆第7波の「医療緊急警報」発令と町独自の「生活者・事業者支援及び感染症対策」事業について(町長メッセージ②)                    |
| 〈重要〉   | 2     | ◆中小企業者の皆さんへ<br>三股町原油価格・物価高騰中小企業者支援金のお知らせ                                  |
|        | 3     | ◆町内農業経営者の皆さんへ<br>三股町原油価格・物価高騰農業者支援金のお知らせ                                  |
| 〈募集〉   | 4     | ◆令和5年度「都城三股みらい応援奨学金」の奨学生を募集します  |
| 〈お知らせ〉 |       | ◆三股町長選挙の実施と、三股町議会議員選挙の実施見込みについてお知らせします                                    |
|        | 5     | ◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます<br>◆「令和4年度 宮崎県就職説明会」を開催します |
|        | 6     | ◆令和4年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業を実施します<br>◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第2回)を実施します  |
|        | 7     | ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください   |



## 防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417  
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



### 【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎ 52-1110 (直通)

- | 【分類】             | 【No.】 | 【内容】   |
|------------------|-------|--|
| 〈保健と福祉〉<br>(一般)  | 7     | ◆【新型コロナウイルス感染症関連】令和4年度も引き続き国民年金保険料の免除申請を受け付けます                                   |
| 〈保健と福祉〉<br>(高齢者) | 8     | ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の一斉更新のお知らせ<br>◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わりました |
|                  | 9     | ◆10月1日から後期高齢者医療の医療費の窓口負担割合が変更になります   |
| 〈農林畜産業関連〉        | 10    | ◆水稻の病害虫防除を行います<br>◆農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します                                       |
| 〈相談〉             | 11    | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています<br>◆「こころの健康相談」を実施します                    |

## 遺族支援サービス(お悔やみ窓口)を行っています

三股町に住所のある人が亡くなられた際には、ご遺族の皆さんが町役場で行う手続きがあります。町では、予約を受けて担当の職員が庁舎内の必要な部署を案内する「死亡後手続きご遺族支援サービス」を行っています。どうぞご利用ください。

★死亡後手続き遺族支援サービス ☎ 52-1115  
受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時

◆第7波の「医療緊急警報」発令と町独自の「生活者・事業者支援及び感染症対策」事業について(町長メッセージ②)

町民の皆様におかれましては、日頃から町政の推進にそれぞれの立場でご理解・ご支援を賜り心から感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策においては、ワクチン接種や3密対策などご理解・ご協力をいただいているところですが、最近の感染者急増により第7波の到来となりました。県は、病床使用率が25%を超えたことから「医療緊急警報」を発令しましたが、with コロナのステージとして、基本的な感染対策をしながら社会経済活動を回すことも重要と考えています。現在、町では消費拡大支援事業としてプレミアム商品券の発行を実施しています。そして、ウクライナ危機や円安に端を発した「原油価格・物価高騰」に対して、町民の生活と事業者の活動を支援するため、地方創生臨時交付金を財源として次のような本町独自の施策を実施します。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策

1億5,014万2,000円

生活者支援に関する事業

- 生活者等支援水道基本料金減免事業 3,711万5,000円  
給水契約をしている生活者、事業所の4ヶ月分の水道基本料金を減免します。
- 子育て世帯支援事業 3,096万8,000円  
0歳から18歳までの町内在住の児童に支援金(一人につき5千円)を給付します。
- 学校給食費支援事業 528万7,000円  
食材費が高騰する中で、保護者の負担を増やすことなく、質を維持した学校給食を実施します。

事業者支援に関する事業

- 中小企業者への支援 6,400万円  
原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者(事業収入120万円以上)に対して支援金を給付します。(個人5万円、法人10万円)
- 農業者への支援 1,277万2,000円  
原油価格・物価高騰の影響を受けている農業経営者(農業収入120万円以上)に対して支援金を給付します。(個人5万円、法人10万円)

新型コロナウイルス感染症対策

3,898万1,000円

感染症対策に関する事業

- 児童館等空調整備事業 2,134万3,000円  
町内7ヶ所の児童館や町研修センターなどの施設に空間除菌機能を備えた空調設備を整備して新型コロナウイルス感染予防対策を行います。
- 文化会館・図書館空間除菌装置整備事業 105万4,000円  
町の文化会館内の会議室・楽屋・練習室及び図書館内の多目的室に空間除菌装置を整備して新型コロナウイルス感染予防対策を行います。
- その他感染予防対策事業 919万7,000円  
小・中学校各行事分散視聴用大型液晶ディスプレイ設置事業、小・中学校CO2モニター設置事業 など

「ウィズコロナ」下での地域経済活性化事業

- 町商工会イベント等補助事業 205万円  
新型コロナ等の影響を受けている町内商工業者の収益向上と地域経済の活性化を図るため、商工会が実施するイベント等に対して補助を行います。
- 町内飲食店周遊スタンプラリー事業 422万7,000円  
町内飲食店の利用促進を図るため、町内に所在する飲食店等を掲載したマップを活用し、スタンプラリー事業を実施します。

など

このほか、県の補助により保育所などへの給食支援も実施します。本町独自の施策の詳細については、町役場関係課や商工会などを通じて周知に努めます。また、県単独の事業もありますので、担当課に照会・相談してください。本町独自の更なる取り組みについては、国・県の動向を踏まえ検討してまいります。

新型コロナウイルスの収束が予見できないことから、これまで同様「感染予防対策」を取りながら、日常を取り戻す行動が必要と考えます。少しずつでも各種行事やイベントを再興したいものです。町では、感染状況を踏まえながらではありますが、「ふるさとまつり」や「パノラマまらそん大会」など開催の方向で検討したいと考えます。皆様のご理解・ご支援をお願いいたします。まずは、急拡大の感染者とならないよう気配りしながら、この夏を乗り切りたいものです。町民の皆様のご健勝とご活躍を祈念して町長メッセージとします。

令和4年7月15日


三股町長 木佐貫 辰生

重 要

◆中小企業者の皆さんへ

三股町原油価格・物価高騰中小企業者支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウクライナ情勢などによる原油価格・物価高騰の影響を受けた中小企業者へ、町独自の支援金を給付します。

交付対象者	<p>中小企業基本法または中小企業信用保険法に定める中小企業者とし、次に掲げる要件をいずれも満たす個人事業主または法人とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町内に事業所を有する法人、町内に事業所または住民登録のある個人事業主</li><li>・令和3年(直近1期分)の事業収入が120万円以上であること</li><li>・原油価格・物価高騰により、事業活動に影響を受けている者</li><li>・今後も事業を継続する意思があること</li></ul> <p>※原油価格・物価高騰農業者支援金の交付を受けた人または令和4年7月1日以降に創業した人は対象外です。</p>
交付金額	<p>○個人事業主 →1事業者当たり5万円</p> <p>○法人 →1事業者当たり10万円</p> 

申請期間と 受付	<p>■申請期間 = 8月8日(月)～9月30日(金)</p> <p>■受 付 = 町商工会へ提出 ※原則、郵送にて提出。窓口での直接提出も可。 (〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22)</p>
申請書類	<ol style="list-style-type: none"><li>① 交付申請書兼実績報告書</li><li>② 年間事業収入が120万円以上であることと営業の実態が確認できる書類(確定申告書の写しなど)</li><li>③ 法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書の写し</li><li>④ 誓約書</li><li>⑤ 滞納のない証明書</li><li>⑥ 交付請求書</li><li>⑦ 振込口座が確認できる通帳の写し</li></ol> <p>※町外に事業所がある場合や創業間もない場合は、別途必要な書類があります。</p> <p>※申請書類は、町と町商工会の公式サイトからダウンロードできます。</p>

★お問い合わせは、

町商工会

☎:52-2226までお願いします。





町公式サイトは  
こちらから

## ◆町内農業経営者の皆さんへ

### 三股町原油価格・物価高騰農業者支援金のお知らせ

新型コロナウイルスの長期化と原油・物価高の影響を受け、農業経営に支障が生じている農業経営者の負担軽減を図るため、個人または農業法人などに、農業者支援金を給付します。

<p>交付対象者</p>	<p>※次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年7月1日時点で、町内に住所を有する個人または農業法人など</li> <li>確定申告または町税の申告を行っている農業経営者で、<u>令和3年分の農業所得に係る農業収入金額が120万円以上あること</u>。なお、令和3年認定新規就農者(経営主)については、販売実績が確認できる書類があること。</li> <li>農業者支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。</li> <li>原油価格・物価高騰中小企業者支援金の交付を受けていないこと。</li> </ul>
<p>交付金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個人 →1経営者当たり<u>5万円</u></li> <li>○農業法人など →1経営者当たり<u>10万円</u></li> </ul> 

<p>申請期間と受付場所</p>	<p>■申請期間 = 8月8日(月)～9月30日(金) 午前の部：午前9時30分～正午 午後の部：午後1時30分～4時 ※平日のみの受付となります。</p> <p>■受付場所 = 町役場 3階 農業振興課</p> 
<p>申請書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①交付申請書兼実績報告書</li> <li>②令和3年分の農業収入金額が証明できる書類など</li> <li>③誓約書</li> <li>④交付請求書</li> <li>⑤振込口座が分かる通帳の写し</li> <li>⑥法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書の写しと法人印鑑</li> </ol> <p>※申請書類は、町公式サイトからダウンロードできます。</p>

★お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)

☎:52-9088(直通)までお願いします。



町公式サイトは  
こちらから

## 募 集

### ◆令和5年度「都城三股みらい応援奨学金」の奨学生を募集します

令和4年度から、三股町奨学資金、都城市奨学資金、都城市育英会奨学金の3つが統合した、「都城三股みらい応援奨学金」が新たに始まりました。

つきましては、次のとおりに奨学生を募集しますので、希望する人は期間内にお申し込みください。なお、応募は予約制です。

#### ■対象者 = 次の条件を全て満たす人

- ①本町または都城市出身で、保護者が町内または都城市に住んでいる人
- ②令和5年4月から学校教育法に規定する大学院・大学または短期大学、専修学校の専門課程に進学(在学を含む)する人
- ③学業・人物ともに優秀かつ健康で、経済的理由により就学困難な人

#### ■募集人員 = 30人程度

#### ■貸与金額 = 月額3万円または5万円(いずれも無利子)

#### ■申込方法 =

9月上旬から配布する「募集要項」をご覧ください。

募集要項は、町教育委員会教育課、都城市教育委員会内都城育英会事務局、各総合支所地域振興課、各地区市民センター、三股町と都城市の各高等学校などで配布します。

#### ■申込期間 = 10月3日(月)～14日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、  
都城市教育委員会内 都城育英会事務局  
☎:25-8545 にお願ひします。



## お知らせ

### ◆三股町長選挙の実施と、三股町議会議員選挙の実施見込みについてお知らせします

三股町長選挙が9月11日に実施され、併せて三股町議会議員選挙も実施される見込みです。両選挙の執行に伴う立候補予定者説明会などの日程を次のとおり計画していますのでお知らせします。



#### ■立候補予定者説明会

- ・日時 = 8月16日(火) 午前10時～
- ・場所 = 町役場4階 第1会議室

#### ■立候補届け出の受付【告示日】

- ・日時 = 9月6日(火) 午前8時30分～午後5時
- ・場所 = 町役場4階 第1会議室

#### ■投票日

- ・日時 = 9月11日(日) 午前7時～午後6時
- ・場所 = 町内各投票所(11箇所)

#### ■期日前投票(予定)

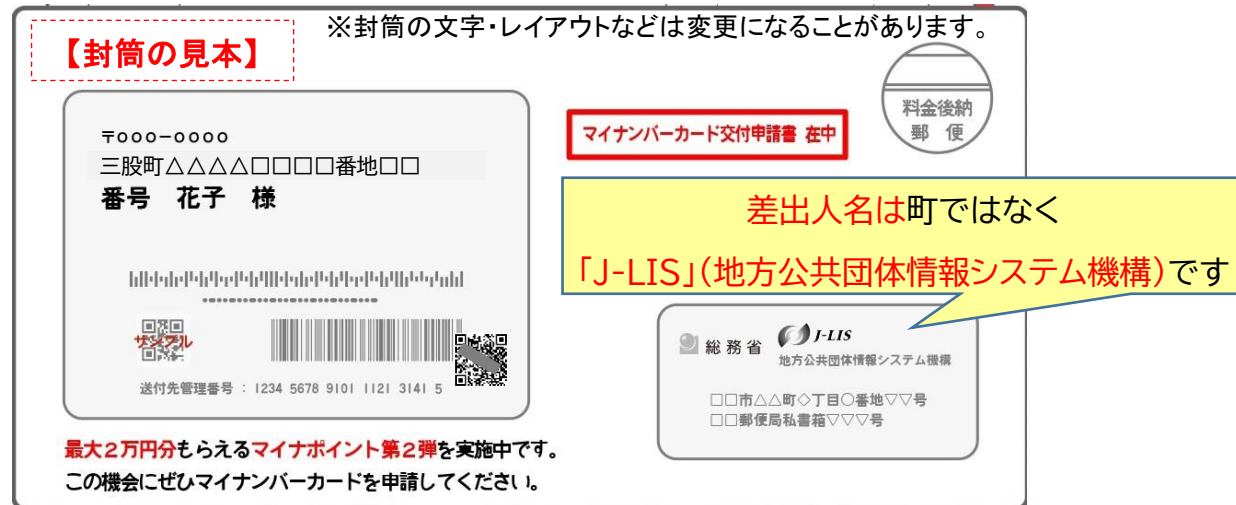
- ①町立文化会館エントランスホール  
・日時 = 9月7日(水)～9月10日(土) 午前8時30分～午後8時
- ②第6地区分館  
・日時 = 9月7日(水) 午後3時～7時45分
- ③西部地区体育館  
・日時 = 9月8日(木) 午前10時～午後7時45分

※投票日、期日前投票の詳細は、選挙前に各世帯にお届けする入場券でご確認ください。

★お問い合わせは、  
町選挙管理委員会  
☎:52-1112(直通)にお願ひします。

◆マイナンバーカードを作っていない人に、「地方公共団体情報システム機構」から申請書が届きます

マイナンバーカードの申請をしていない75歳未満の人あてに、7月末から9月上旬にかけて、申請書やパンフレットが入った次のような封筒が届く予定です。(DV 被害者の人や、過去に申請したことがある人などは届かないことがあります。)



※同封されている申請書の右下にある「オンライン申請用QRコード」をスマートフォンなどで読み取ることで、自宅での申請(Web申請)ができます。

Web申請の詳しい手順は、右のQRコードから、【(1)パソコンやスマートフォンによる申請】にある「こちら(PDF ファイル)をご覧ください」をご覧ください。



Web 申請手順

<町公式サイト内での場所>

トップページ ➡行政情報 ➡上部の「暮らし・手続き」 ➡マイナンバーカード等 ➡マイナンバーカードの作り方はこちら！(Web 申請含む)  
※上記ページ内の、「こちら(PDF ファイル)をご覧ください」から確認できます。

【やり方がわからない場合は・・・】

町役場1階のマイナンバー窓口(町民保健課前)では、マイナンバーカード申請のお手伝いをしています。  
ご本人が、免許証など(顔写真付の本人確認書類)を持ってくることで、カード用の写真撮影も含めて無料で申請できますので、ぜひご利用ください。

★お問い合わせは、  
町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口)  
☎:52-9630(直通)をお願いします。



◆「令和4年度 宮崎県就職説明会」を開催します

都城市で、「令和4年度 宮崎県就職説明会」を開催します。  
宮崎県内での就職を希望する人であれば、誰でも参加できます。  
事前の申し込み手続きは必要ありません。当日会場へお越しください。

- 日 時 = 8月20日(土)  
午後1時30分～4時(受付は午後1時から)
- 会 場 = 早水公園体育文化センター(都城市早水町3867)
- 主 催 = 宮崎県、宮崎労働局、宮崎市、都城市、延岡市、三股町
- 内 容 = 各企業ブースにて個別相談会
- 参加企業 = 宮崎県内企業66社程度  
※参加企業の情報は、宮崎県公式サイトでご確認ください。
- 対 象 者 = 宮崎県内での就職を希望する人(居住地・年齢不問)
- 参 加 費 = 無料(事前の申し込みは不要です。)
- 注意事項 = ①マスクを着用のうえ、来場してください。  
②風邪の症状があるなど、体調が悪い人の入場はお断りします。  
③来場者多数の場合は、会場外で待つことがあります。  
④新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、説明会を中止することがあります。



県公式サイトはこちら

★お問い合わせは、  
宮崎県雇用労働政策課  
☎:0985-26-7105 をお願いします。



## ◆令和4年度戦没者遺児による慰霊友好親善事業を実施します

一般財団法人日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は厚生労働省から補助を受け実施するもので、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼の実施と、同地域の住民と友好親善を図ることが目的です。

### ■参加費 = 10万円

- ・ 集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料などは含みません。
- ・ 参加費は、燃料費の高騰、円安など諸般の事情で値上げする場合があります。

### ■参加資格 = 戦没者の遺児

- ・ 今回実施する地域(実施地域周辺の公海上にて戦没された人も含む)以外の人は参加できません。

### ■実施地域(広域地域と特定地域) =

【広域地域】		
①西部ニューギニア	②トラック諸島	③パラオ諸島
④マリアナ諸島	⑤ボルネオ・マレー半島	⑥東部ニューギニア
⑦ビスマーク諸島	⑧ミャンマー・タイ	⑨ソロモン諸島
⑩フィリピン(1次)	⑪マーシャル・ギルバート諸島	⑫台湾・バシー海峡
⑬フィリピン(2次)	⑭中国	
【特定地域】		
⑮東部ニューギニア	⑯西部ニューギニア	⑰ミャンマー

### ■その他 =

- ・ 参加者の高齢化を考慮し、看護師が同行します。
- ・ 実施時期によっては、すでに申し込みを締め切っている場合があります。
- ・ 相手国の事情や新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより、変更や取り止めとなる場合があります。

★お問い合わせ(日程などの詳細については)、

一般財団法人 日本遺族会事務局 03-3261-5521

★お申し込みは、

一般財団法人 宮崎県遺族連合会事務局 0985-22-2858  
 をお願いします。

## ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第2回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:Jアラート】の全国一斉情報伝達訓練(第2回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政用無線のスピーカーから次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = 8月10日(水) 午前11時ごろ

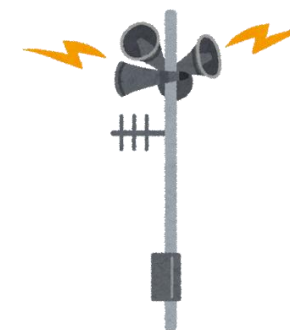
■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容 = コールサイン(1回鳴らします)⇒  
 「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒  
 下りチャイム(1回鳴らします)



※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。  
 中止する場合は、防災行政無線でお知らせします。



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

## ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

### ■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

### ■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

### ■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

### ■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



### ★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通) お願いします。

## 保健と福祉(一般)

## ◆【新型コロナウイルス感染症関連】令和4年度も引き続き国民年金保険料の免除申請を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降に収入が減少した場合は、令和4年度も引き続き臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きで、国民年金保険料の免除申請(学生の方は学生納付特例)が可能です。

### ■対象者＝

次の①・②に該当する人が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降に収入が減少した人
  - ② 収入の減少で相当程度まで所得の低下が見込まれる人
- ※令和2年度分の申請は、令和2年2月から令和3年7月の間に収入が減少した人が対象です。
- また、令和3年度分の申請は、令和2年2月から令和4年7月の間に収入が減少した人が対象です。
- ※免除などの判定は、世帯主と配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象です。

### ■免除対象期間＝

令和2年度分として：令和2年7月分～令和3年6月分

令和3年度分として：令和3年7月分～令和4年6月分

令和4年度分として：令和4年7月分～令和5年6月分

※過去にさかのぼって申請できる期間は、申請月から2年1カ月前(すでに納付済みの月を除く)までです。

### ■申請に必要なもの＝

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
  - ②所得の申立書(簡易な所得見込み額の申立書(臨時特例用))
- ※申請する年度ごとにそれぞれ必要です。

※所得見込み額を確認できる書類の添付は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、日本年金機構から書類の提示または提出を求められる場合がありますので、申請後2年間は保管してください。

### ★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)☎:52-9631(直通)

または都城年金事務所 ☎:23-2571(代表)をお願いします。



## ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」 「限度額適用認定証」の一斉更新のお知らせ

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証を持っている人で、引き続き令和4年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付しました。

限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証を持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行します。申請月よりさかのぼって発行はできませんので、早めの申請をお勧めします。

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証を持っている人は・・・

- ①医療機関での支払いの際に提示することで、支払いが限度額までになります。
- ②限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は、入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

### ■注意事項

- 標準負担額減額の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。  
(例)  
令和3年度に認定証を交付されていない人が8月15日に申請をした場合・・・  
令和4年8月1日適用で令和5年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証は、町県民税(住民税)の非課税世帯に限り交付されます。

### ■申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療の被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの

### ★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)  
☎:52-9632(直通)をお願いします。



## ◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わりました

- ・新しい被保険者証は水色になります。  
(7月31日までの被保険者証は緑色でした。)
- ・新しい被保険者証は、7月下旬までにオレンジ色の宮崎県後期高齢者広域連合の封筒で本人宛に送付しました。もし、被保険者証が届いていないときは、早急に町民保健課 国保年金係までお知らせください。
- ・新しい被保険者証が届いたら、台紙からはがして、住所・氏名・生年月日を確認してください。
- ・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください。
- ・新しい被保険者証の有効期限は令和4年9月30日です。  
これは、保険証に同封しているチラシにもあるように、10月1日から一定以上の所得がある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になるためです。  
新しい被保険者証は9月中に交付します。  
負担割合の変更に関しては、次のページを確認してください。

※保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証(短期証)が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談のお手紙を送付しておりますので、早めに納付相談にお越しくください。

### ★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係  
後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)  
☎:52-9632(直通)をお願いします。

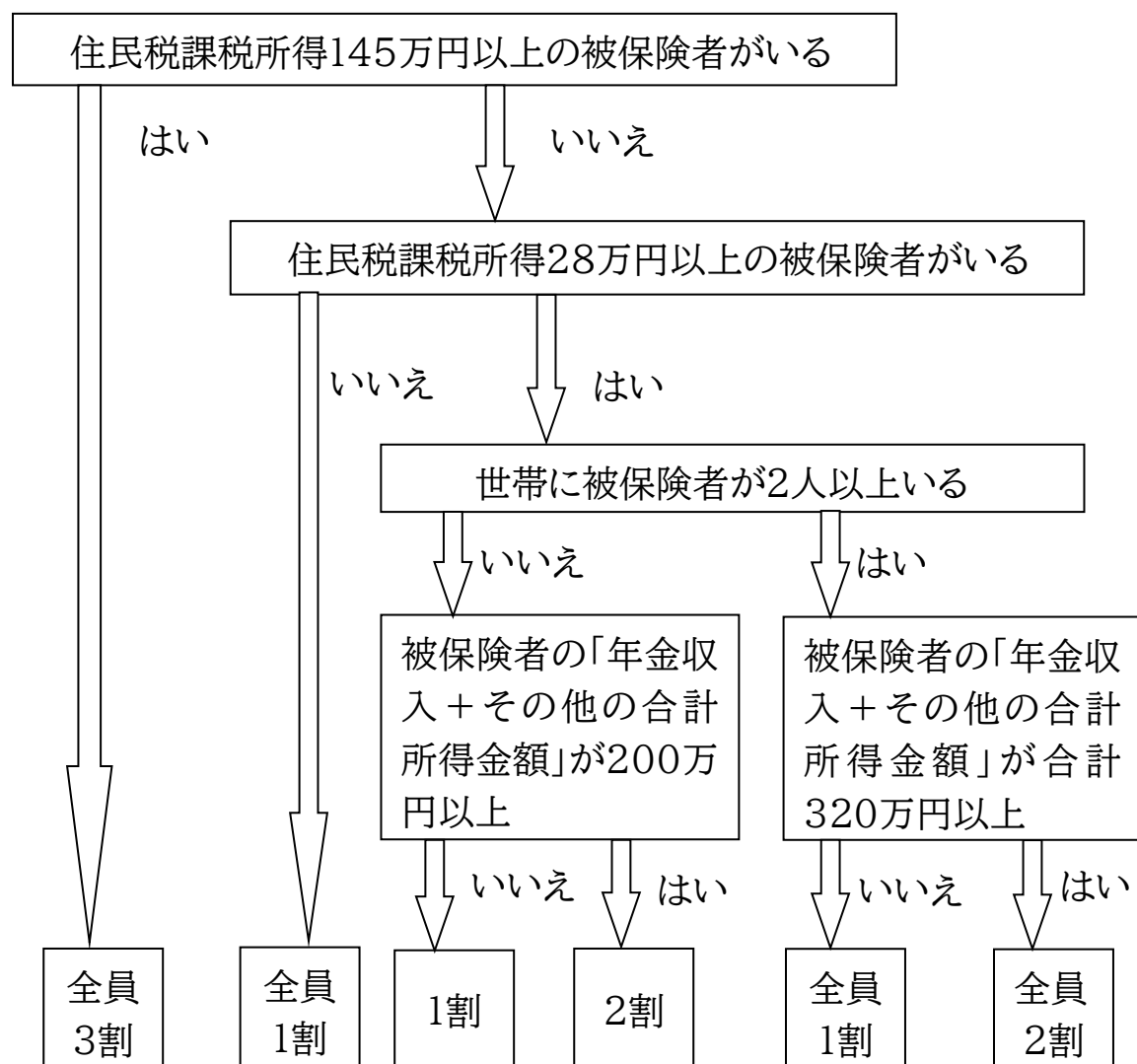


## ◆10月1日から後期高齢者医療の医療費の窓口負担割合が変更になります

10月1日から、後期高齢者医療の被保険者のうち一定以上の所得のある人は、現役並所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは後期高齢者医療の被保険者の人の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは主に次の流れで判定します。(負担割合の変更については、7月にお送りした保険料通知に同封しました「令和4年6月改定後期高齢者医療のしおり」14ページ～17ページにも記載してあります)

### ■自己負担割合の判定の流れ



※「収入」とは、年金・給与・事業収入などの金額を言います。また「住民税課税所得」は、収入から地方税法に基づく必要経費・基礎控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた金額です。

### ■新たな負担を抑える配慮措置について

今回の制度改正で2割負担となる人について、窓口負担割合の引き上げに伴う1カ月の外来医療の負担額増額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

医療機関の窓口で、1カ月の自己負担額の増額が3,000円までに収まるように調整されますが、複数医療機関を受診したときは、高額医療費として支給されます。

(例)1カ月の医療費全体額が9万円のとき

窓口負担(1割の時)	①	9万円×1割= 9,000円
窓口負担(2割の時)	②	9万円×2割=1万8,000円
窓口負担の増加額(②-①)=③		1万8,000円-9,000円=9,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し(③-④)		9,000円-3,000円=6,000円

※10月～令和7年9月診療分までの3年間の経過措置の予定です。

※端数調整などにより実際の支払額と一致しない場合があります。

★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係

後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)をお願いします。

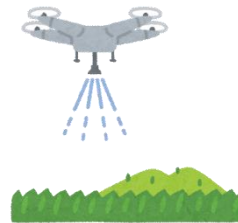


◆水稻の病虫害防除を行います

本年度の水稻の病虫害防除(無人ヘリによる農薬散布)を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いします。

■実施時期 =

場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1回目	終了	終了	終了
	2回目	8月16日(火)	8月23日(火)	8月31日(水)



※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト(飛散)防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。

★お問い合わせは、

JA(都城農業協同組合)三股支所・営農経済課

☎:52-1122 お願いします。



◆農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します

農業委員会の活動の一環として、毎年8月上旬から農地利用状況調査(農地パトロール)を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に取り組んでいます。具体的には、町内全域で現地調査を年に複数回おこない、次のようなことを行います。



※農地の違反転用の実態を把握し、違反者には農地への回復などの指導・勧告を実施します。

※遊休農地などは、所有者(管理者)に今後の利用に関する調査を行い、農地の再生や農地利用の行動計画の提出などの指導を実施します。

農地パトロールの際には、農地などに帽子と腕章を着けた調査員が立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

《 農地利用状況調査(農地パトロール)に関するQ&A 》

■遊休農地とは？

- ・1年以上にわたって耕作(農産物の作付け)を行っておらず、今後も耕作されないと思込まれる農地。
- ・周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地。(農業委員会判断)

■なぜ農地パトロールが必要なのか？

農地は耕作をやめて数年経過すると、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。また、農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水、さらに火災発生の原因となるなど近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。それらを未然に防ぐ目的で調査を行う必要があります。


適切に農地を管理し、持続可能な耕作(農産物の作付け)を

心がけましょう！！

★お問い合わせは、農業委員会(町役場 農業振興課内)

☎:52-9087(直通)お願いします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	8月20日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します(一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。	

★お問い合わせは、  
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、  
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

- 相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜  
※祝日は除く
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会  
☎:52-1246 をお願いします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	8月18日 (木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)ひきこもり、不眠、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談は3人まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)までご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、  
都城保健所 健康づくり課  
☎:23-4504

